

平成 2 9 年度東京都税制調査会 第 2 回 小委員会

[地方財政調整制度に関する資料]

(1) 財政調整制度のあり方

平成 2 9 年 7 月 6 日

「2 地方財政調整制度」 目次

資料名	頁
財政調整制度のあり方	
国・地方の税源配分について	1
国と地方の役割分担（平成27年度決算）	2
地方財政計画の歳出の推移	3
地方財政の財源不足の状況	4
地方財政の借入金残高の状況	5
地方交付税制度の概要	6
地方交付税等総額（当初）の推移	7
都道府県別交付税依存度（平成27年度決算額）	8
普通交付税不交付団体の状況（平成28年度）	9
トップランナー方式の導入について	10
財政制度等審議会「『経済・財政再生計画』の着実な実施に向けた建議」（平成29年5月25日）＜抜粋＞	11
財政制度等審議会における論点①基金残高の検証と地方財政計画への反映	12
財政制度等審議会における論点②「枠計上経費」の検証	13
財政制度等審議会における論点③国の補助事業及び追加財政需要額に係る計上の適正化	14
財政制度等審議会における論点④トップランナー方式による効果額の地方財政計画への反映	15
地方財政審議会「未来につながる地域社会に向けた地方税財政改革についての意見」（概要）（平成29年5月31日）＜抜粋＞	16

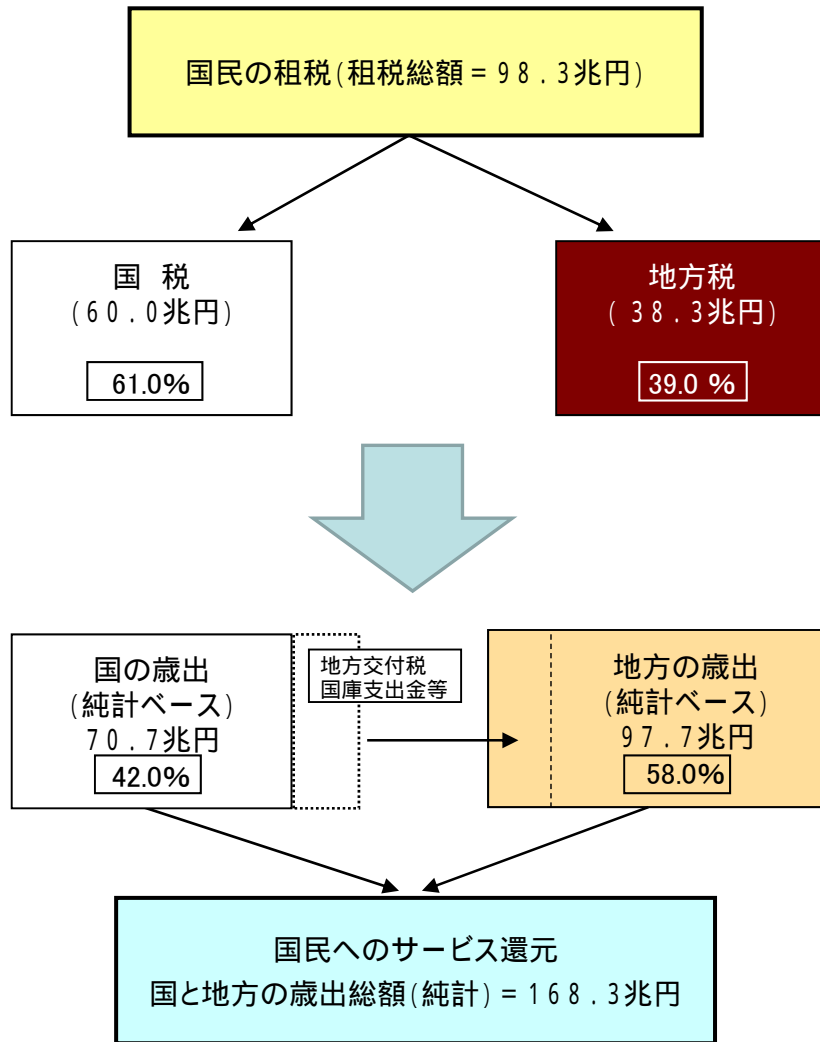
「2 地方財政調整制度」 目次

資料名	頁
財政上の不合理な措置の是正	
人口一人当たりの税収額の指数（平成27年度決算額）	17
人口一人当たりの一般財源額の状況（平成27年度決算額）	18
平成28年度東京都普通交付税の算定結果	19
地方揮発油譲与税の譲与制限の概要	20
平成27年度東京都税制調査会答申（地方財政調整部分抜粋）	21

国・地方の税源配分について

我が国の財政について、国と地方の歳出割合は4対6であるのに対し、税収割合は6対4と逆転した状態が続いている。

国・地方の歳入歳出(平成27年度決算)



国税と地方税の推移

年度	租税総額	国 税	地方税	〈法人事業税への 還元時ベース〉
H18	89.9兆円	54.1兆円 (60.2%)	35.8兆円 (39.8%)	
H19	92.2兆円	52.7兆円 (57.1%)	39.5兆円 (42.9%)	
H20	84.7兆円	45.8兆円 (54.1%)	38.9兆円 (45.9%)	
H21	74.2兆円	40.2兆円 (54.2%)	34.0兆円 (45.8%)	<46.7%>
H22	77.4兆円	43.7兆円 (56.5%)	33.7兆円 (43.5%)	<45.3%>
H23	78.7兆円	45.2兆円 (57.4%)	33.5兆円 (42.6%)	<44.6%>
H24	80.8兆円	47.0兆円 (58.2%)	33.8兆円 (41.8%)	<43.9%>
H25	85.9兆円	51.2兆円 (59.6%)	34.7兆円 (40.4%)	<42.7%>
H26	93.9兆円	57.8兆円 (61.6%)	36.0兆円 (38.4%)	<40.9%>
H27	98.3兆円	60.0兆円 (61.0%)	38.3兆円 (39.0%)	<41.1%>
H28見込	97.7兆円	59.3兆円 (60.7%)	38.4兆円 (39.3%)	<41.1%>
H29計画	100.6兆円	61.4兆円 (61.1%)	39.1兆円 (38.9%)	<40.9%>

(注) 精査中であり、数値が異動することがある。

(注) 地方税には、超過課税及び法定外税等を含まない。

(注) 国税は法人特別税を含み、地方税は地方法人特別譲与税を含まない。

注 総務省ホームページ「国・地方の税源配分について(平成27年度)」より抜粋して作成。

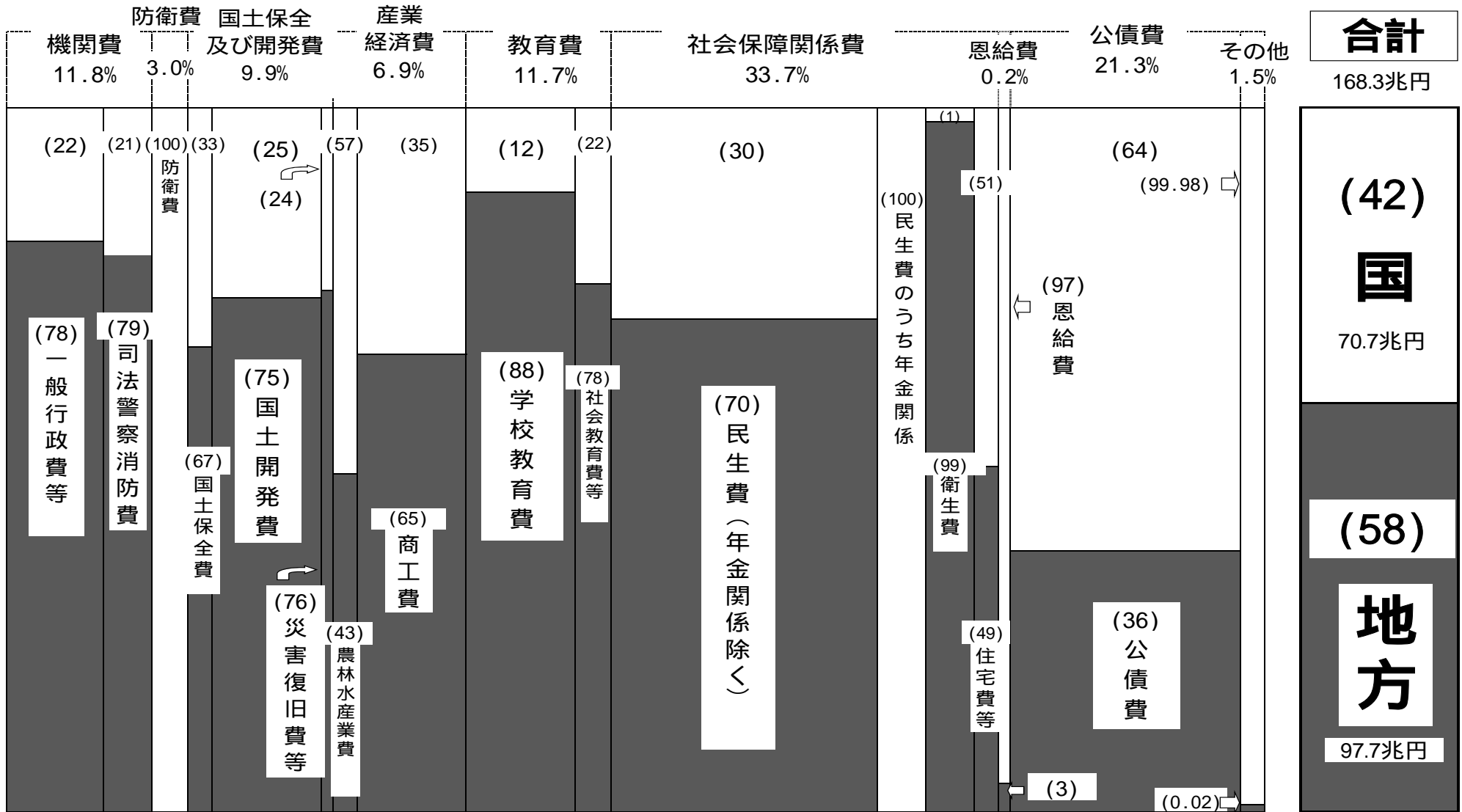
(注) 地方税には、超過課税及び法定外税等を含まない。

(注) 枠外の<>は、国税に地方法人特別税を含まず、地方税に地方法人特別譲与税を含めた場合の地方の配分比率である。

(注) 「H28見込」は国税においては補正後予算額、地方においては推計額(H28.12時点)である。

国と地方の役割分担(平成27年度決算)

国民生活に密接に関連する行政は、そのほとんどが地方団体の手で実施されている。

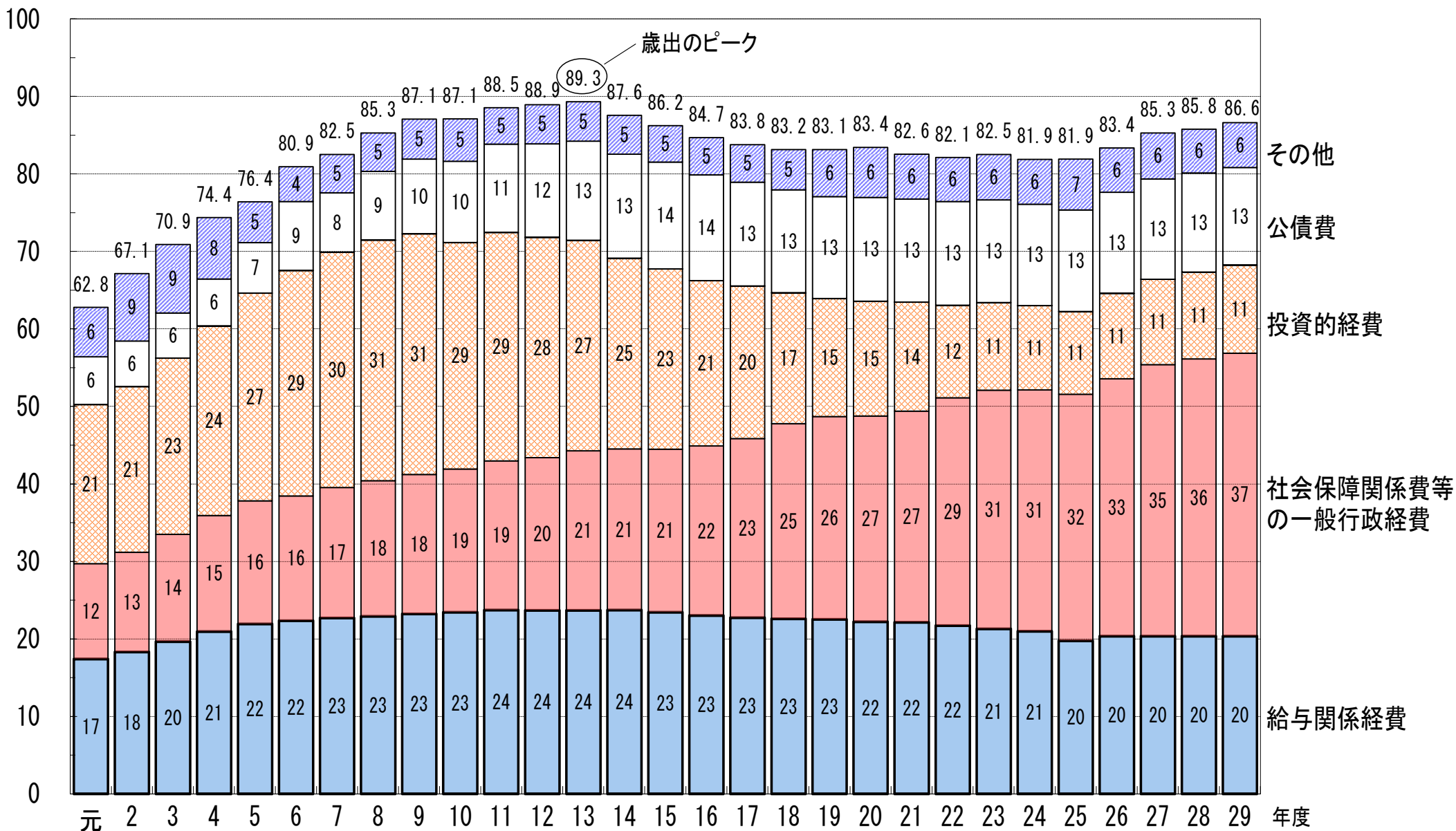


注1 総務省ホームページ「地方財政の果たす役割」より抜粋して作成。
 2 ()内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合。計数は精査中であり、異動する場合がある。

地方財政計画の歳出の推移

近年の地方財政計画の歳出は、高齢化の進行等により社会保障関係費(一般行政経費に計上)が増加する一方で、行政改革等により、給与関係経費や投資的経費が減少。

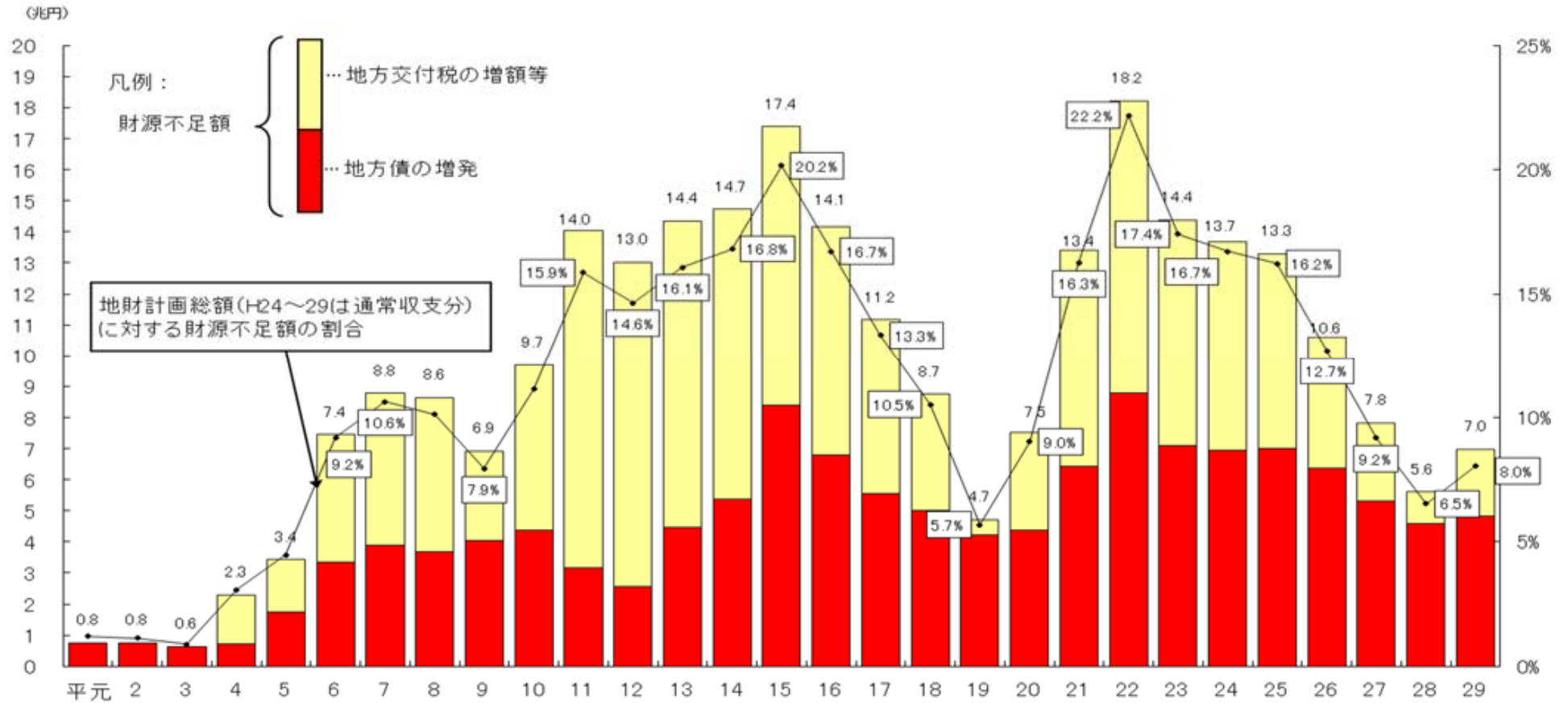
(兆円)



注 一般財団法人自治総合センター「地方分権に関する基本問題についての調査研究会報告書・専門分科会」(平成29年3月)より抜粋して作成。

地方財政の財源不足の状況

平成29年度は、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、7.0兆円の財源不足となり、地方財政計画の約8.0%の見込みとなっている。



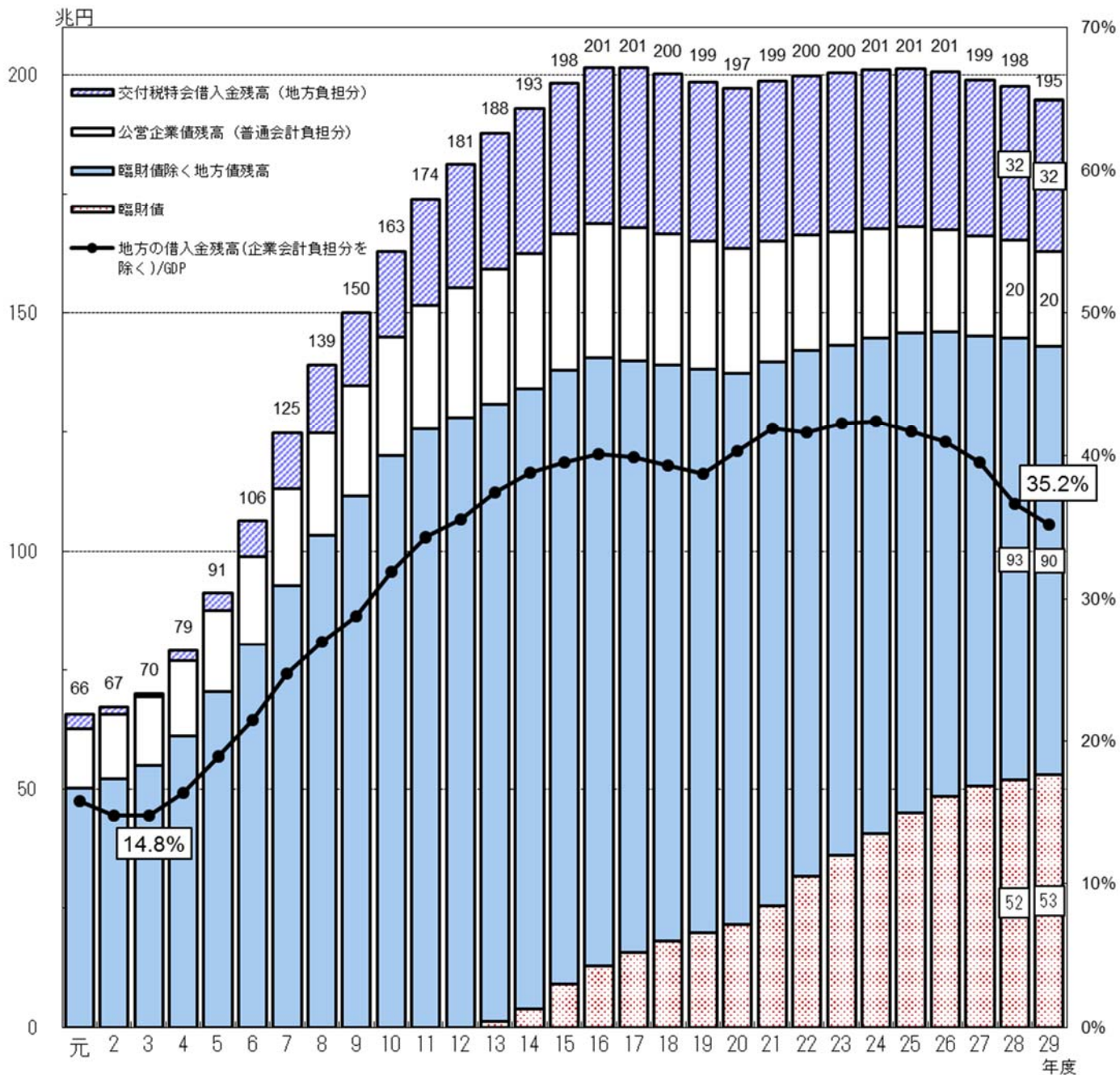
注1 総務省ホームページ「地方財政の財源不足の状況」より抜粋して作成。
 注2 財源不足額及び補填措置は、補正後の額である。(平成29年度は当初)

地方財政の借入金残高の状況

地方財政の借入金残高は、平成29年度末で195兆円と見込まれている。

借入金残高は、減税による減収の補填、景気対策等のための地方債の増発等により、平成3年度から2.8倍、125兆円の増となっている。

臨財債の残高は、平成13年度の創設以来、一貫して増加。



- 1 地方の借入金残高は、平成27年度までは決算ベース、平成28年度は実績見込み、平成29年度は年度末見込み。
- 2 GDPは、平成27年度までは実績値、平成28年度は実績見込み、平成29年度は政府見通しによる。
- 3 表示未満は四捨五入をしている。

注 総務省ホームページ「地方財政の借入金残高の状況」より抜粋して作成。

地方交付税制度の概要

地方交付税は、本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税」（固有財源）である

- 総額
所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の22.3%、地方法人税の全額
- 種類
普通交付税＝交付税総額の94%、特別交付税＝交付税総額の6%
- 普通交付税の額の決定方法
各団体ごとの普通交付税額＝(基準財政需要額－基準財政収入額)＝財源不足額

■ 基準財政需要額
各地方団体ごとの標準的な水準における行政を行うために必要となる一般財源を算定するもの

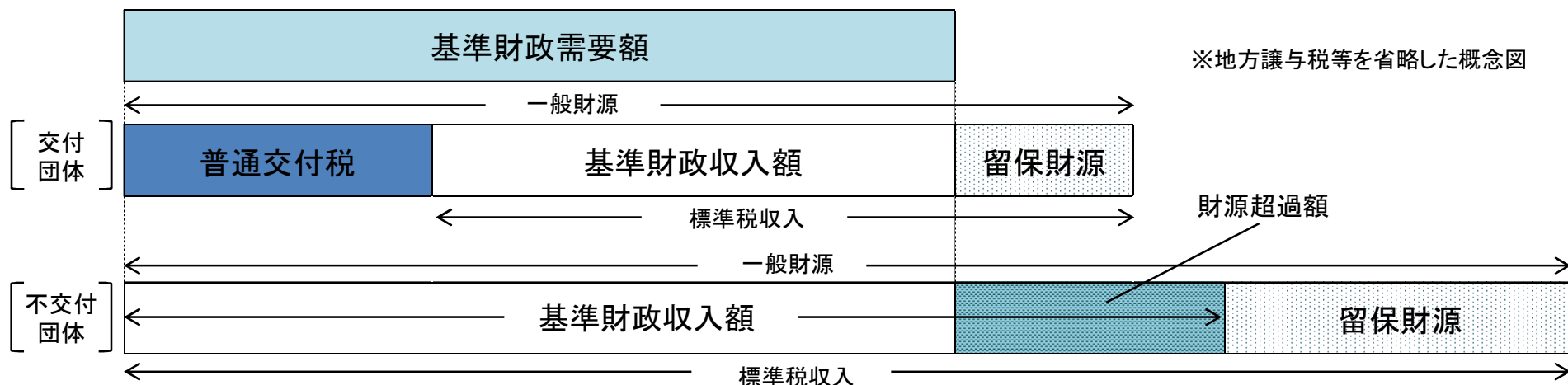
単位費用 × 測定単位 × 補正係数

(測定単位1当たり費用) (警察官数、65歳以上人口など) (段階補正、態容補正など)

■ 基準財政収入額
各地方団体の財政力を合理的に測定するため、標準的な税収入の一定割合により算定するもの

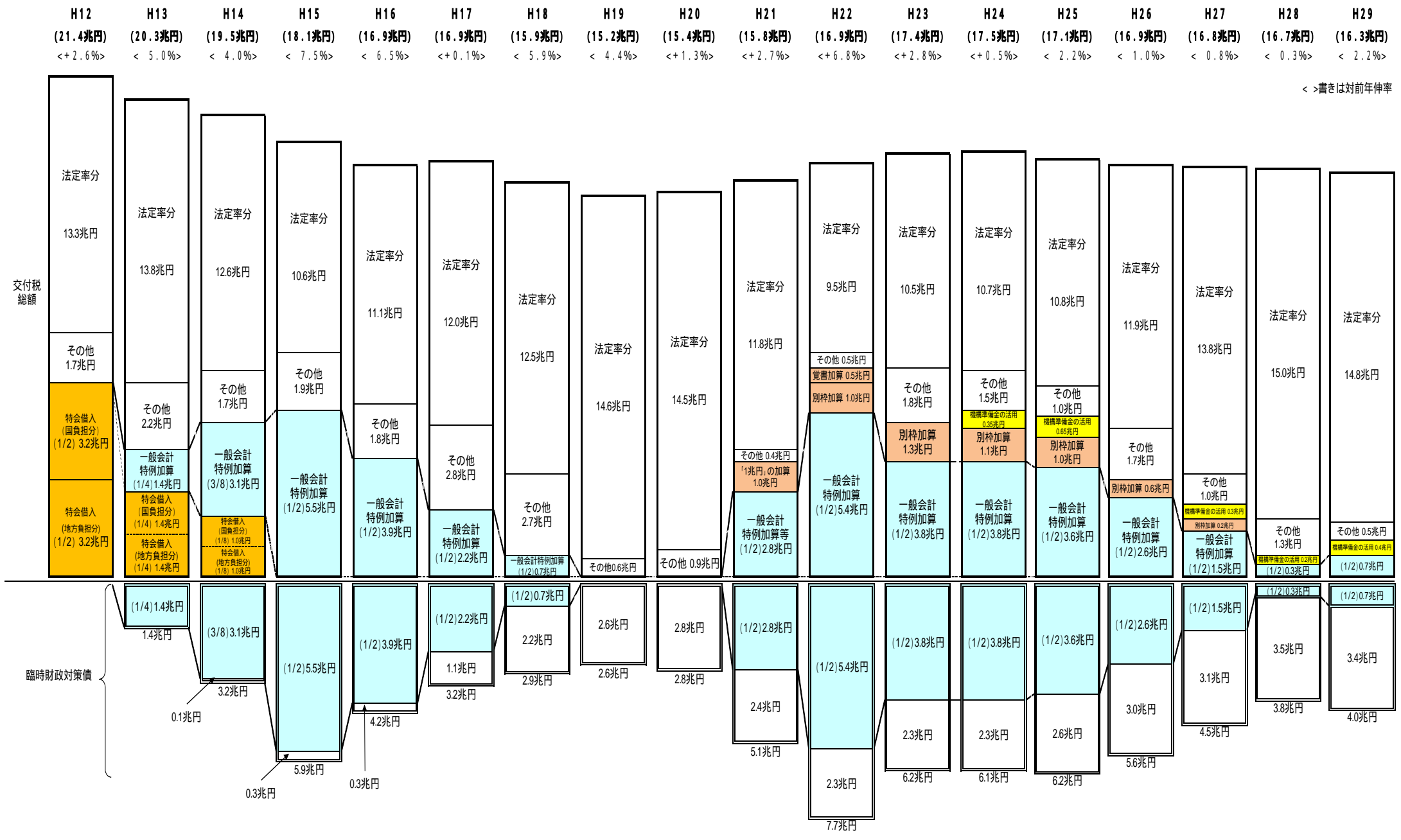
標準的な地方税収入 × 75/100 + 地方譲与税等

普通交付税の仕組み



注 総務省ホームページ「地方交付税制度の概要」等より作成。

地方交付税等総額(当初)の推移



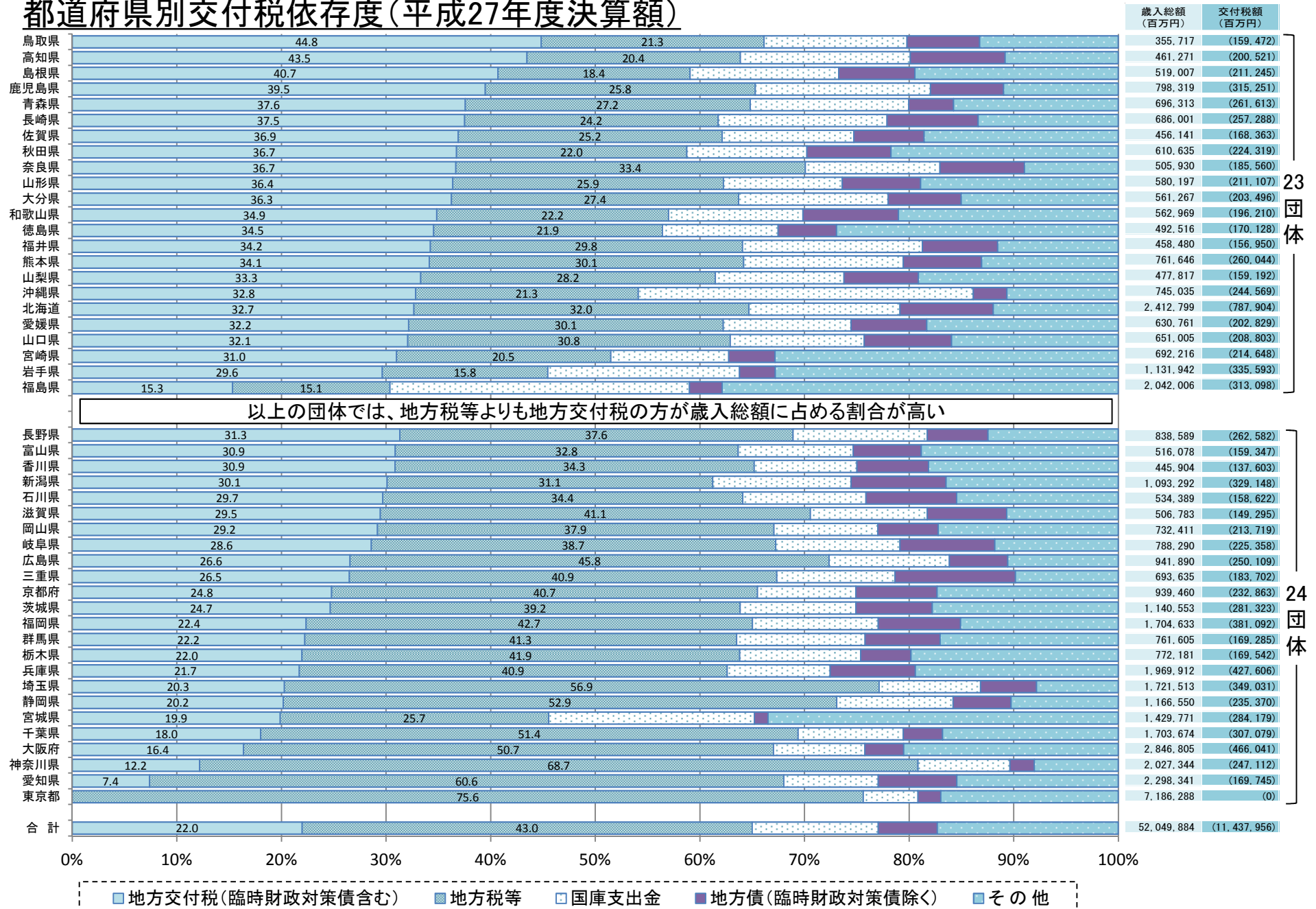
<書きは対前年伸率

地方交付税と臨時財政対策債の合算額 (21.8兆円) (22.8兆円) (23.9兆円) (21.1兆円) (20.1兆円) (18.8兆円) (17.8兆円) (18.2兆円) (21.0兆円) (24.6兆円) (23.5兆円) (23.6兆円) (23.3兆円) (22.5兆円) (21.3兆円) (20.5兆円) (20.4兆円)

表示未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

注 総務省ホームページ「地方交付税等総額(当初)の推移」より抜粋。

都道府県別交付税依存度(平成27年度決算額)



23 団体

24 団体

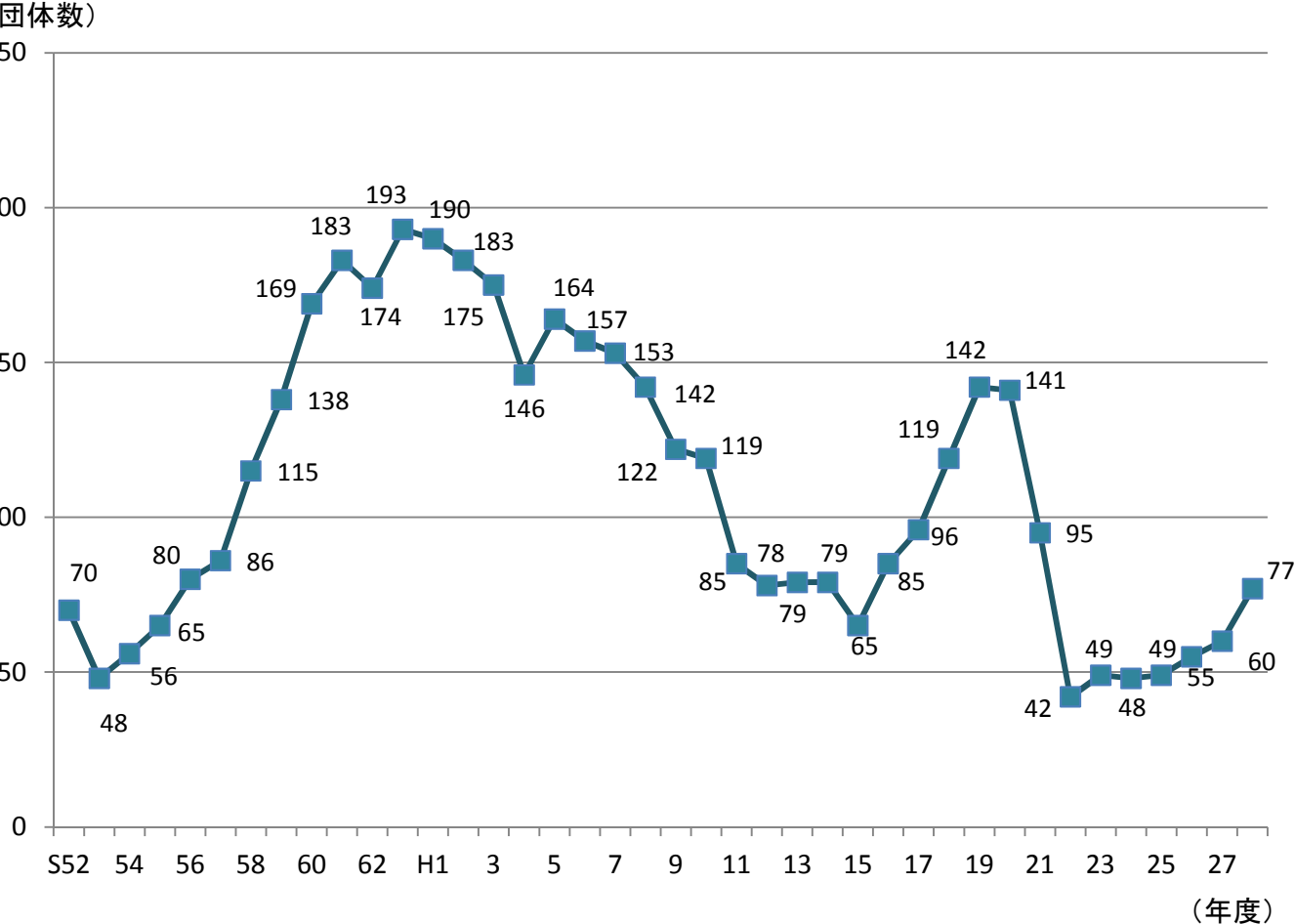
注1 総務省「平成29年度地方税に関する参考計数資料」、「平成27年度都道府県決算カード」より作成。
 注2 地方税等には、地方譲与税を含み、交付税額には、臨時財政対策債を含む。

普通交付税不交付団体の状況(平成28年度)

○不交付団体数

区分	平成28年度	平成27年度	平成26年度
都道府県	1	1	1
市町村	76	59	54
合計	77	60	55

○不交付団体数の推移(都道府県+市町村)



○不交付団体一覧表

- 1 道府県分 東京都
- 2 市町村分

都道府県	不交付団体名			不交付団体数
北海道	泊村			1
青森県	六ヶ所村			1
福島県	広野町	大熊町		2
茨城県	つくば市*	神栖市*	東海村	3
栃木県	上三川町	芳賀町		2
群馬県	太田市*	大泉町		2
埼玉県	戸田市	和光市	三芳町	3
千葉県	市川市	成田市*	市原市	6
	君津市	浦安市	袖ヶ浦市	
東京都	立川市	武蔵野市	三鷹市	11
	府中市	調布市	小金井市	
	国分寺市	国立市	多摩市	
	羽村市	瑞穂町		
神奈川県	川崎市	鎌倉市	藤沢市	8
	厚木市	海老名市	寒川町	
	中井町	箱根町		
新潟県	聖籠町	刈羽村		2
福井県	高浜町	おおい町*		2
山梨県	昭和町	忍野村	山中湖村	3
長野県	軽井沢町			1
静岡県	富士市*	御殿場市	裾野市	6
	湖西市*	御前崎市*	長泉町	
愛知県	岡崎市*	碧南市	刈谷市	17
	豊田市*	安城市	小牧市	
	東海市	大府市	高浜市	
	日進市	田原市*	みよし市	
	長久手市	豊山町	大口町	
	飛島村	幸田町		
	四日市市*	川越町		
三重県				2
京都府	久御山町			1
大阪府	田尻町			1
福岡県	苅田町			1
佐賀県	玄海町			1

市町村合計 76団体
 3 合計 77団体

注1 総務省「平成28年度普通交付税の算定結果等」より抜粋して作成。
 2 千葉県君津市、静岡県富士市、静岡県御前崎市は財源不足団体であるが、調整率を乗じた結果、不交付団体となったものである。
 3 *印は、平成28年度の一本算定は不交付団体であるが、合併の特例により交付税が交付される市町村である。(12団体)

トップランナー方式の導入について

- 基本方針2015※に基づき、歳出の効率化を推進する観点から、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取組(トップランナー方式)を推進
 - その際、財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心・安全を確保することを前提として取り組む
- ※「経済財政運営と改革の基本方針2015」(平成27年6月30日閣議決定)

平成28年度の取組

- 多くの地方団体が業務改革に取り組んでいる16業務について、トップランナー方式を導入
- 地方団体への影響等を考慮し、複数年(概ね3～5年程度)かけて段階的に反映する

<平成28年度に着手する取組例(市町村分)>

対象業務	基準財政需要額の算定項目	見直し内容		
		経費水準 見直し前	経費水準 見直し後	基準財政需要額の算定基礎とする 業務改革の内容
学校用務員事務 (小学校、中学校、高等学校)	小学校費	3,707(千円/1校)	2,927(千円/1枚)	民間委託 等
	中学校費	3,707(千円/1校)	2,927(千円/1枚)	
	高等学校費	7,353(千円/1校)	6,152(千円/1枚)	
体育館管理 競技場管理 プール管理	その他の教育費	31,370(千円)	29,441(千円)	指定管理者制度導入 民間委託 等
庶務業務 (人事、給与、旅費、福利厚生等)	包括算定経費	庶務業務として特定せず 包括的に算定	11,398(千円)の減	庶務業務の集約化

平成29年度の取組

- 平成28年度から導入した16業務について、段階的な反映における2年目の見直しを実施
- 業務の性格、業務改革の進捗、地方団体の意見等を踏まえ、図書館管理等5業務以外の以下の2業務について、新たにトップランナー方式を導入

対象業務	基準財政需要額の算定項目		基準財政需要額の算定基礎とする 業務改革の内容
	都道府県	市町村	
青少年教育施設管理	その他教育費	—	指定管理者制度
公立大学運営	その他教育費	その他教育費	地方独立行政法人化

注 総務省ホームページ「トップランナー方式の導入」及び「財政制度等審議会財政制度分科会」(平成29年5月10日)資料より作成。

財政制度等審議会「『経済・財政再生計画』の着実な実施に向けた建議」(平成29年5月25日)〈抜粋〉

Ⅱ. 主要分野において取り組むべき事項

4. 地方財政

(2) 地方財政改革の方向

① 地方財政計画と地方決算のPDCA

イ) 地方財政計画と基金

地方財政計画は法律上、「翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類」とされているとおり、同計画は、翌年度の地方団体の行政需要や税収等を見込みつつ必要な交付税総額を決定する、いわば「フロー」の計画である。一方、実際の地方決算においては、「ストック」である基金が存在し、毎年8,000億円のペースで増加している。平成27年度決算でその残高は21.0兆円の規模となっており、10年前と比較すると地方全体で7.9兆円の増となっている。

(中略)

毎年度、赤字国債を発行して地方交付税を措置している現状を踏まえれば、各団体の基金の内容・残高の増加要因等を分析・検証し、こうした地方団体の決算状況を地方財政計画へ適切に反映させることにより、国・地方を通じた財政資金の効率的配分につなげていく必要がある。

ロ) 枠計上経費等の使途

a) 地方財政計画には、内訳や積算が明らかでない、いわゆる「枠計上経費」が存在しており、一般行政経費(単独:29年度14.0兆円)に加え、近年はまち・ひと・しごと創生事業費(29年度1.0兆円)や重点課題対応分(29年度0.3兆円)等の経費が追加されている。

地方交付税は使途に制限のない一般財源とはいえ、地方財政の「見える化」の推進、地方財政計画の算定根拠に対する納税者への説明責任を果たす観点から、PDCA実施に取り組み、地方財政計画上の歳出の効率性・適正性を検証すべきである。

② 地方団体間比較を通じた行政経費の抑制・業務改革の推進

(上略)

こうした中で、平成28年度からトップランナー方式の導入が進められており、検討対象とされている23業務中、18業務で実際に導入されている。同方式は、先進地方団体の経費水準を基準財政需要額の算定に反映することを通じ、地方団体運営の業務改革を推進して、歳出効率化及びそれに伴う財政余力の創出等を促す意義を有している。

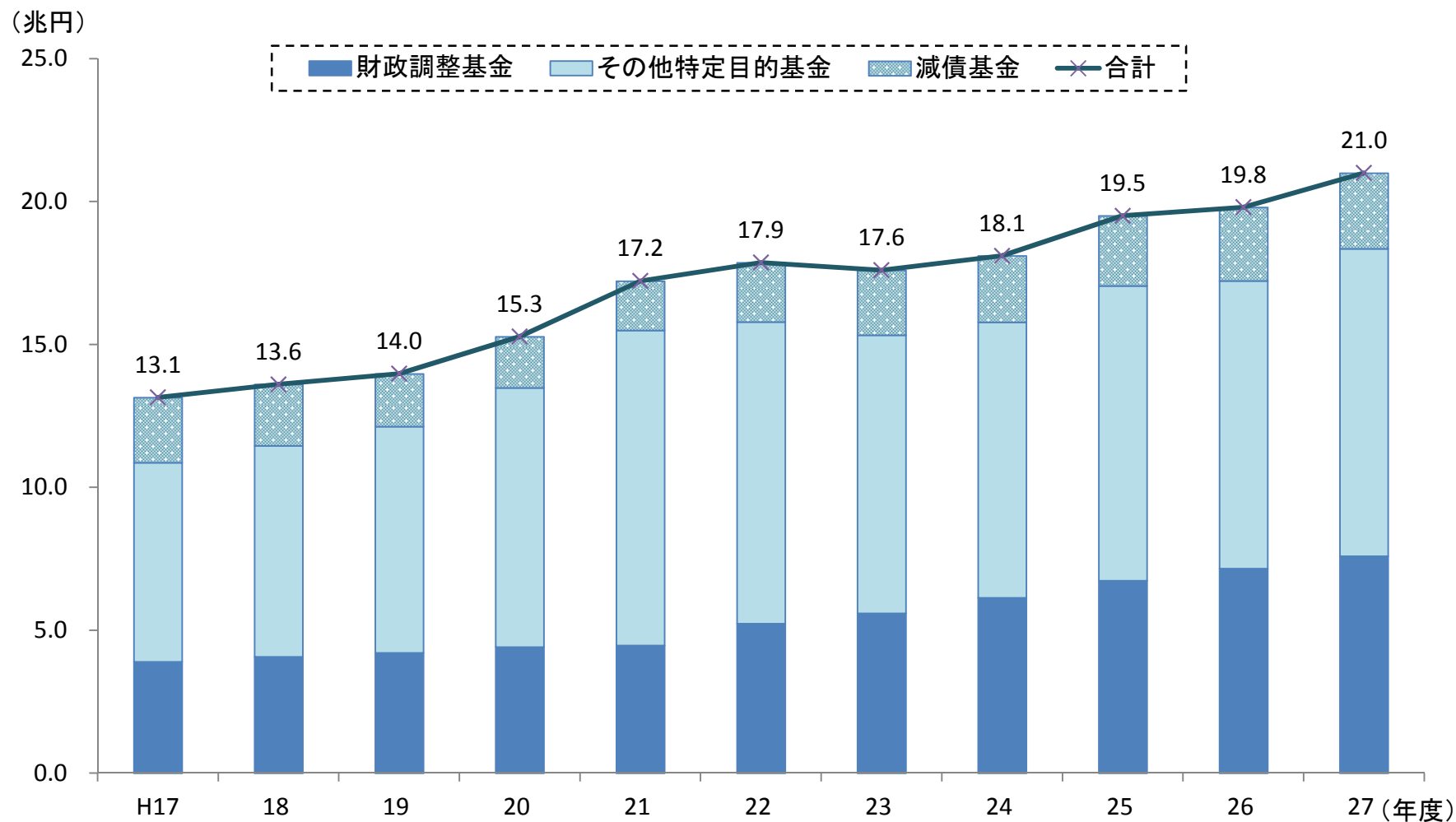
他方、現在のトップランナー方式の対象経費は、全基準財政需要額の3.5%程度と推計される。このため、地方団体の業務全般にわたって業務量や業務コスト等の比較分析を行い、23業務以外にも同方式の一層の対象拡充を目指すべきである。

(中略)

なお、トップランナー方式については、現状では、基準財政需要額の単価の見直しが行われるのみとなっている。地方団体の財政余力の拡大と財政健全化を両立する観点から、トップランナー方式による効果額(基準財政需要額の減少額)を明らかにした上で、その一部を赤字地方債等の縮減に充てられるよう、地方財政計画への反映を工夫する必要がある。

財政制度等審議会における論点①基金残高の検証と地方財政計画への反映

- 地方財政計画は翌年度の地方団体の行政需要や税収等を見込みつつ必要な交付税総額を決定する、「フロー」の計画
- 一方、実際の地方決算においては、「ストック」である基金が存在し、毎年8,000億円のペースで増加。残高は21.0兆円(平成27年度末)
- 毎年度、赤字国債を発行して地方交付税を措置している現状を踏まえれば、各団体の基金の内容・残高の増加要因等を分析・検証し、地財計画へ適切に反映させる必要

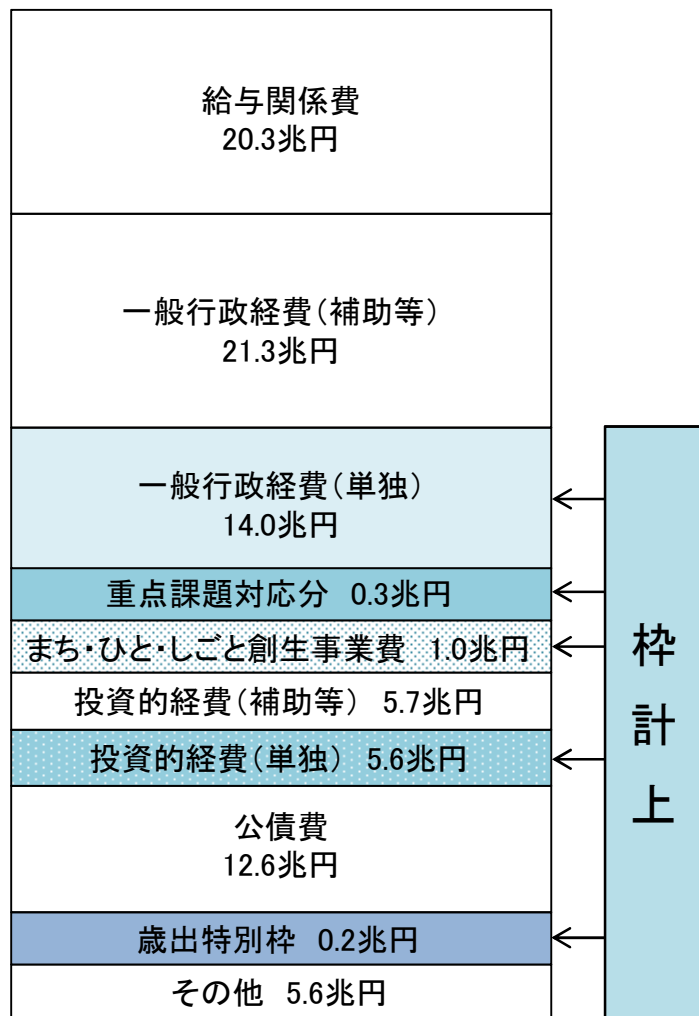


注 財政制度等審議会財政制度分科会「『経済・財政再生計画』の着実な実施に向けた建議」(平成29年5月25日)資料より抜粋して作成。

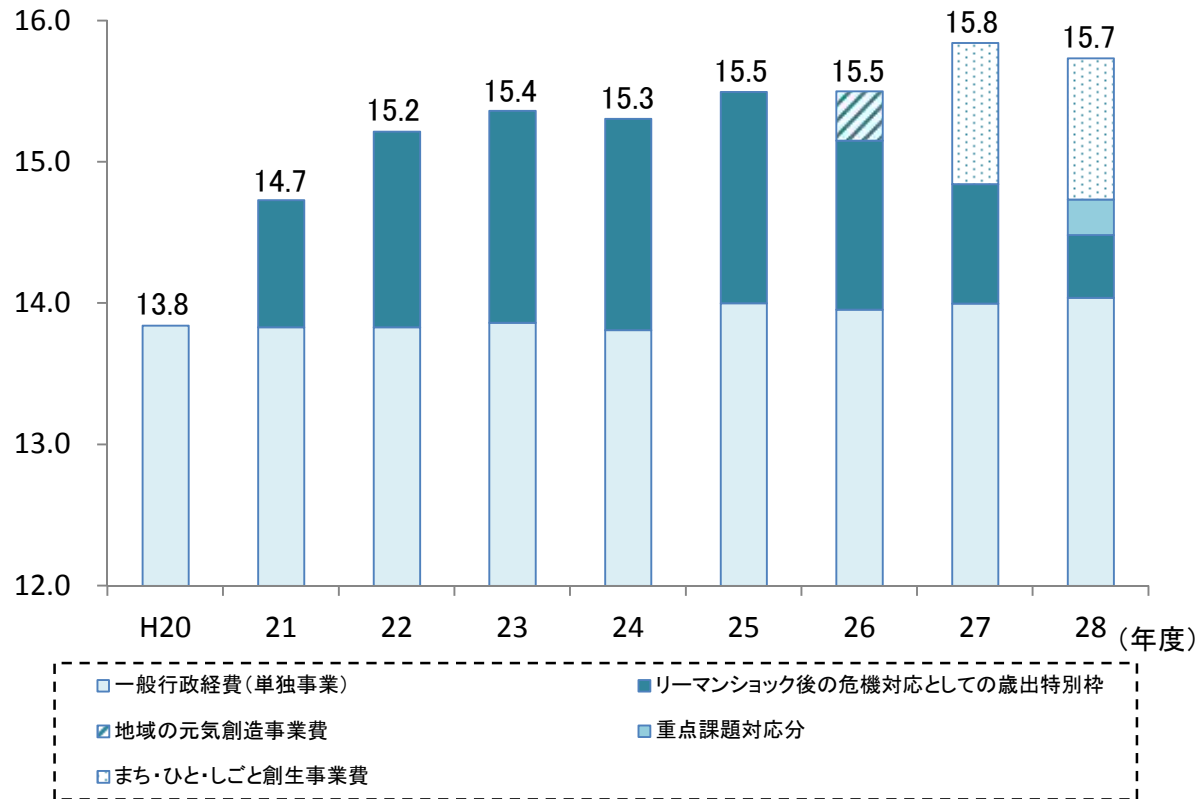
財政制度等審議会における論点②「枠計上経費」の検証

- 地方財政計画には、内訳や積算が明らかでない、いわゆる「枠計上経費」が多額の規模で存在
- 計上水準の必要性・適正性について説明責任を果たす観点から、当該財源を活用した事業の実績・成果を把握し、検証する必要

<地方財政計画(平成29年度)>



<枠計上経費の水準推移>



- まち・ひと・しごと創生事業費は、「人口増減率」等の指標を用いて配分されているが、各自治体における具体的用途を含め実績等は不明。
- 歳出特別枠は、「地域経済基盤強化・雇用等対策費」として「人口」を指標に配分されるが、実際にどのような事業に使われているのかを含め、実績等は不明。

注 財政制度等審議会財政制度分科会「『経済・財政再生計画』の着実な実施に向けた建議」(平成29年5月25日)資料等より作成。

財政制度等審議会における論点③国の補助事業及び追加財政需要額に係る計上の適正化

- 国の補助事業については毎年度一定の不用が生じており、その地方負担分についても、結果的にみれば、地財計画対比で不用が生じているはず
- しかしながら、国庫補助事業の不用に係る地方負担分については、決算を踏まえた精算が行われておらず、地方に渡しきりとなっており、是正を検討する必要

《国庫補助事業の不用額に係る地方負担額(推計)》

(単位:億円)

	H23	H24	H25	H26	H27	5ヶ年平均
給与関係経費 (義務教育費国庫負担金)	391	325	322	323	92	291
一般行政経費 (補助事業分)	605	670	1,016	2,696	816	1,161
投資的経費 (直轄事業・補助事業分)	303	245	373	181	124	245
合計	1,299	1,240	1,711	3,200	1,032	1,697

(注1) 国の決算における不用割合(不用額/歳出予算現額)を地方財政計画における地方負担額に乗じて試算。

(注2) 投資的経費の不用額は歳出不用額に一般財源充当割合を乗じて計算。

- 一般行政経費(単独事業)には、年度途中の追加財政需要への対応として4,200億円(29年度)を計上。一方、過去10年間の平均的な使用実績は、平均1,600億円程度
- また、地方財政計画に計上する追加財政需要については、国の予備費と異なり決算で精算しておらず、使途が不明なまま地方に渡しきりとなっている状況
- 追加財政需要の計上額について、使用実績を踏まえた適正化を図るよう検討する必要

《過去10年間の追加財政需要の計上額と使用額》

(単位:億円)

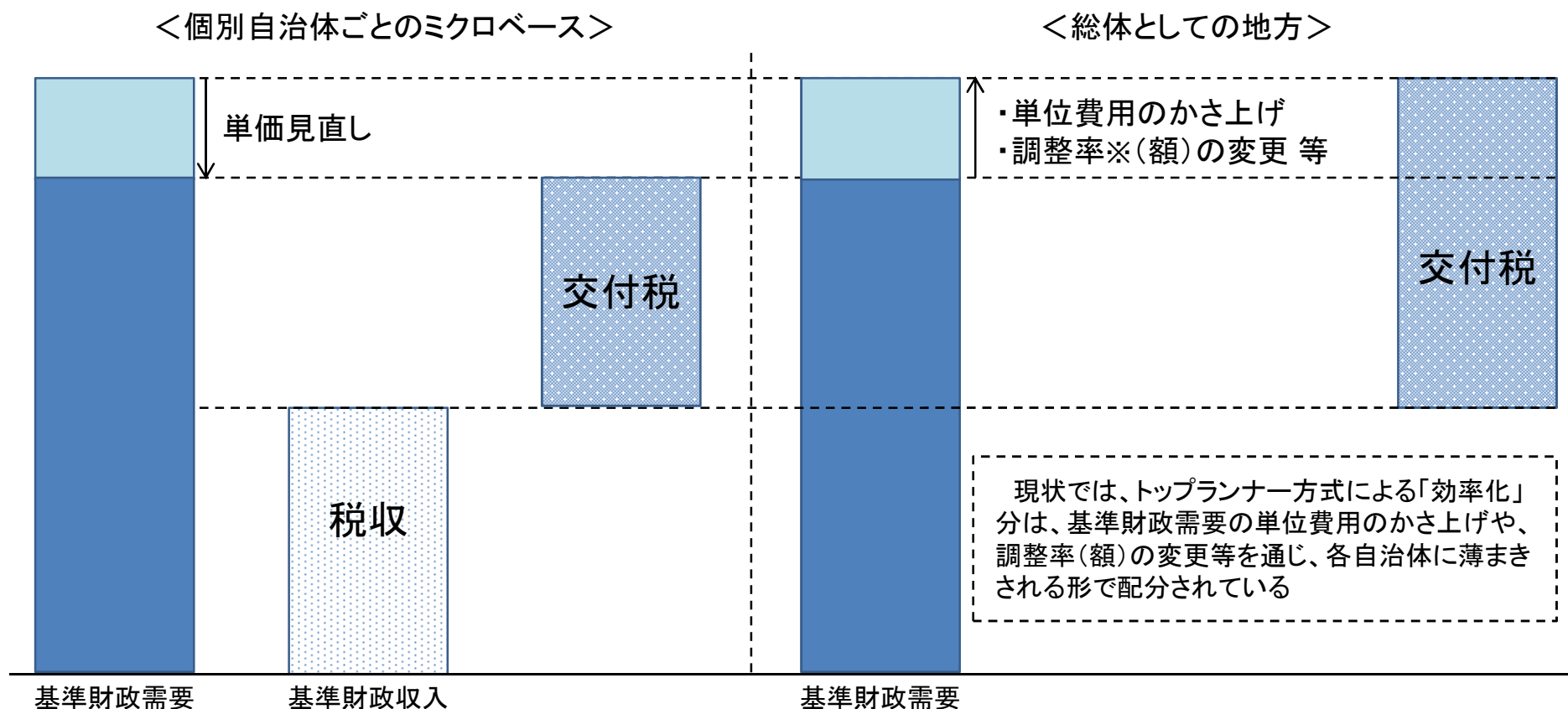
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
地方財政計画 計上額	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	4,700	4,700	4,700	4,200	4,200	4,200	4,200
使用額	651	1,538	765	1,883	1,671	1,520	907	929	3,379	2,968	-	-

平均使用額1,600億円程度

注 財政制度等審議会財政制度分科会「『経済・財政再生計画』の着実な実施に向けた建議」(平成29年5月25日)資料より抜粋して作成。

財政制度等審議会における論点④トッランナー方式による効果額の地方財政計画への反映

- 現状のトッランナー方式では、基準財政需要の単価見直しが行われるのみ。地財計画への反映は行われていない
- 単価の見直しが行われる一方で、地財計画で措置された地方交付税を全額配分すべく、他の経費の単価アップ等の調整がなされれば、地財計画の歳出規模の抑制、地方財政の効率化にはつなげていかないことになる
- トッランナー方式による効果額(基準財政需要の減少額)を明らかにした上で、その一部を赤字地方債等の縮減に充てられるよう、地財計画への反映を工夫する必要がある



※ 各地方公共団体の財源不足額（基準財政需要額が基準財政収入額を超える額）の合計額が、普通交付税総額を超過する場合に、総額に合わせるための減額率をいう。
 調整率 = (財源不足額の合算額 - 普通交付税の総額) / 財源不足団体の基準財政需要額の合算額
 注 財政制度等審議会財政制度分科会「『経済・財政再生計画』の着実な実施に向けた建議」（平成29年5月25日）資料等より作成。

第二 地方税財政改革の方向

1. 地方一般財源総額の確保等

(上略)

(3) 地方財政計画の基本的役割等

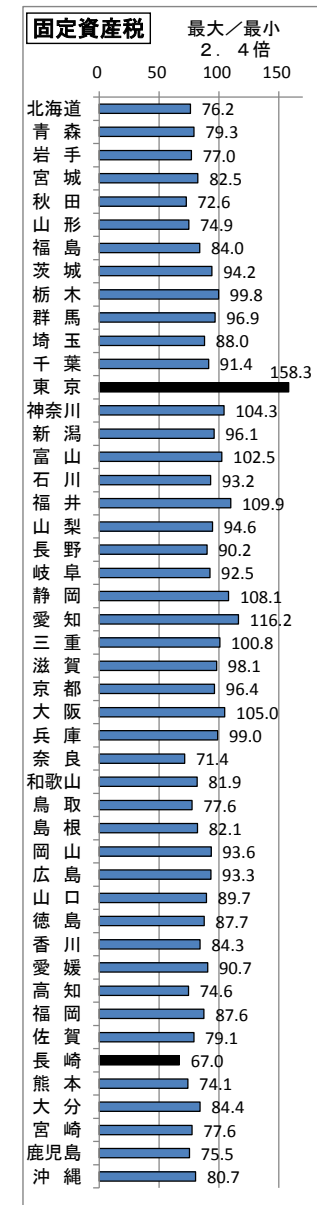
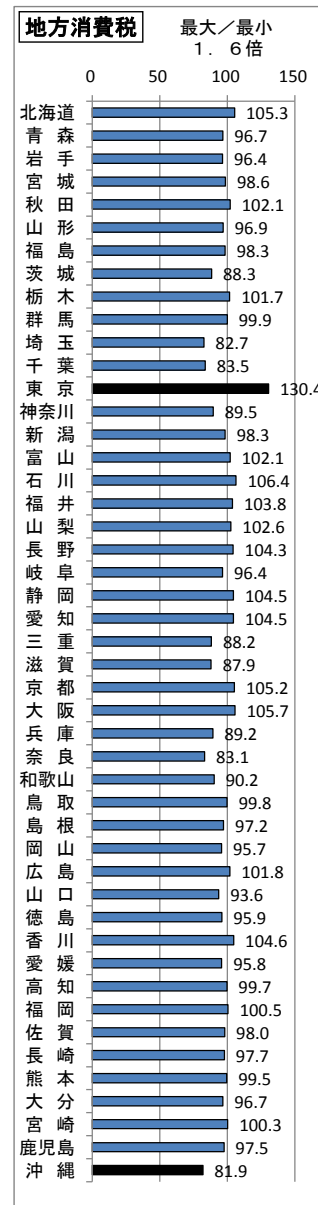
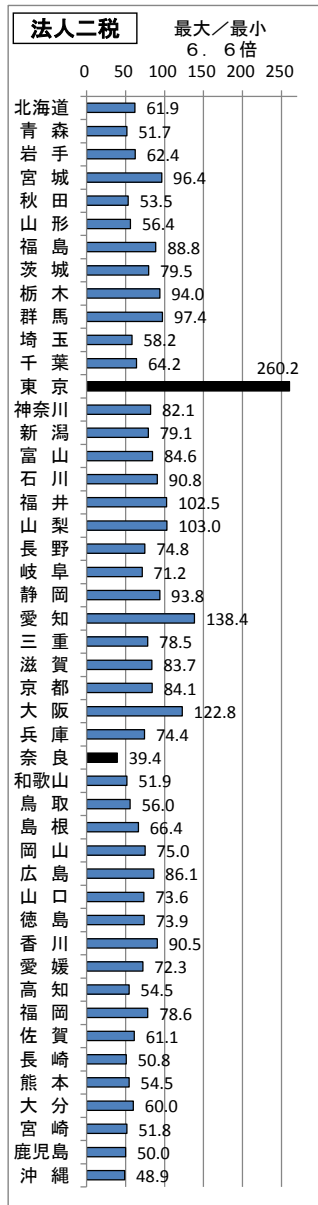
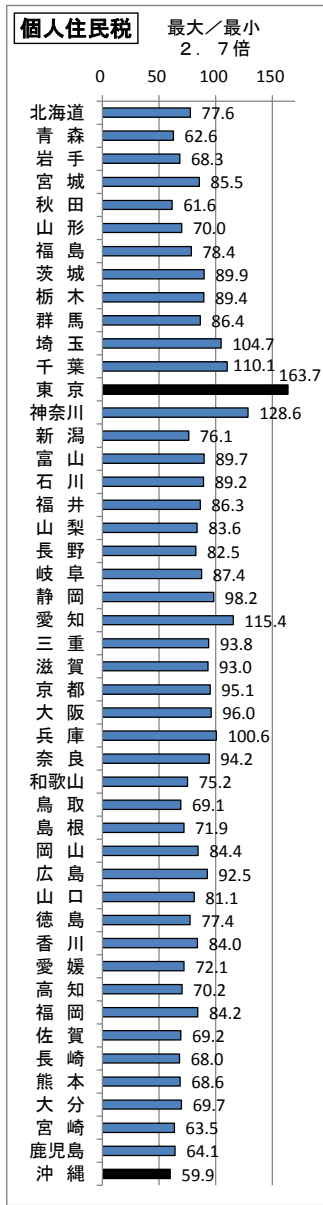
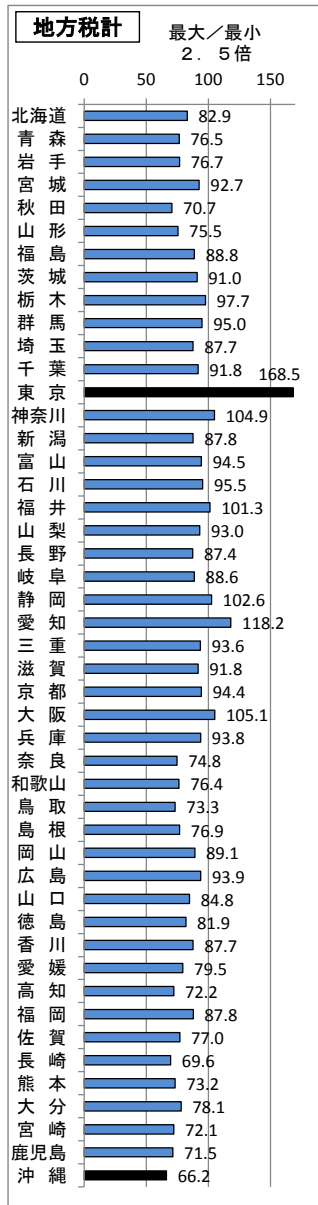
- 地財計画には、地方自治体が自主性・主体性を発揮して地域の課題解決に取り組むための必要経費として、一般行政経費(単独)やまち・ひと・しごと創生事業費等を枠として計上。
 - 地方交付税は使途に制限のない一般財源であることから、特定の経費を取り出すのではなく、枠計上経費を含めた一般行政経費を全体として、国として保障すべき水準の検討がなされるべき。
 - 基金は、各地方自治体が様々な地域の実情を踏まえ、歳出抑制努力も行いながら、それぞれの責任と判断で積立てを行ってきたもの。基金残高の増減の状況は様々であり、それぞれ自主的な判断に基づく財政運営の結果として尊重されるべき。地方自治体ごとに異なる状況を踏まえ、全体としての基金残高の増加傾向をもって地方財政に余裕があるかのような議論は不適當。
- #### (4) 地方交付税
- 地方の財源不足を踏まえ、地方交付税の安定性と地方自治体の予見可能性を高めるため、地方交付税の法定率を引き上げるべき。
 - トップランナー方式の導入に当たっては、業務改革の推進の状況を踏まえ、合理的かつ妥当な水準における標準的な経費を単位費用に反映していくべき。今後、窓口業務への導入を検討するとともに、既に導入済みの業務について、地方自治体が自主的に業務改革に取り組む環境整備に注力することが重要。トップランナー方式による歳出効率化の成果は、業務改革へのインセンティブが阻害されないよう、地域が直面する諸課題に対応する経費に振り向けることなどにより、地方自治体に還元すべき。

[地方財政調整制度に関する資料]

(2) 財政上の不合理な措置の是正

人口一人当たりの税収額の指数（平成27年度決算額）

全国平均=100



注1 「平成29年度 地方税に関する参考計数資料」（総務省）より作成。

2 都道府県の指数のうち、最高値と最低値を黒色で表示。

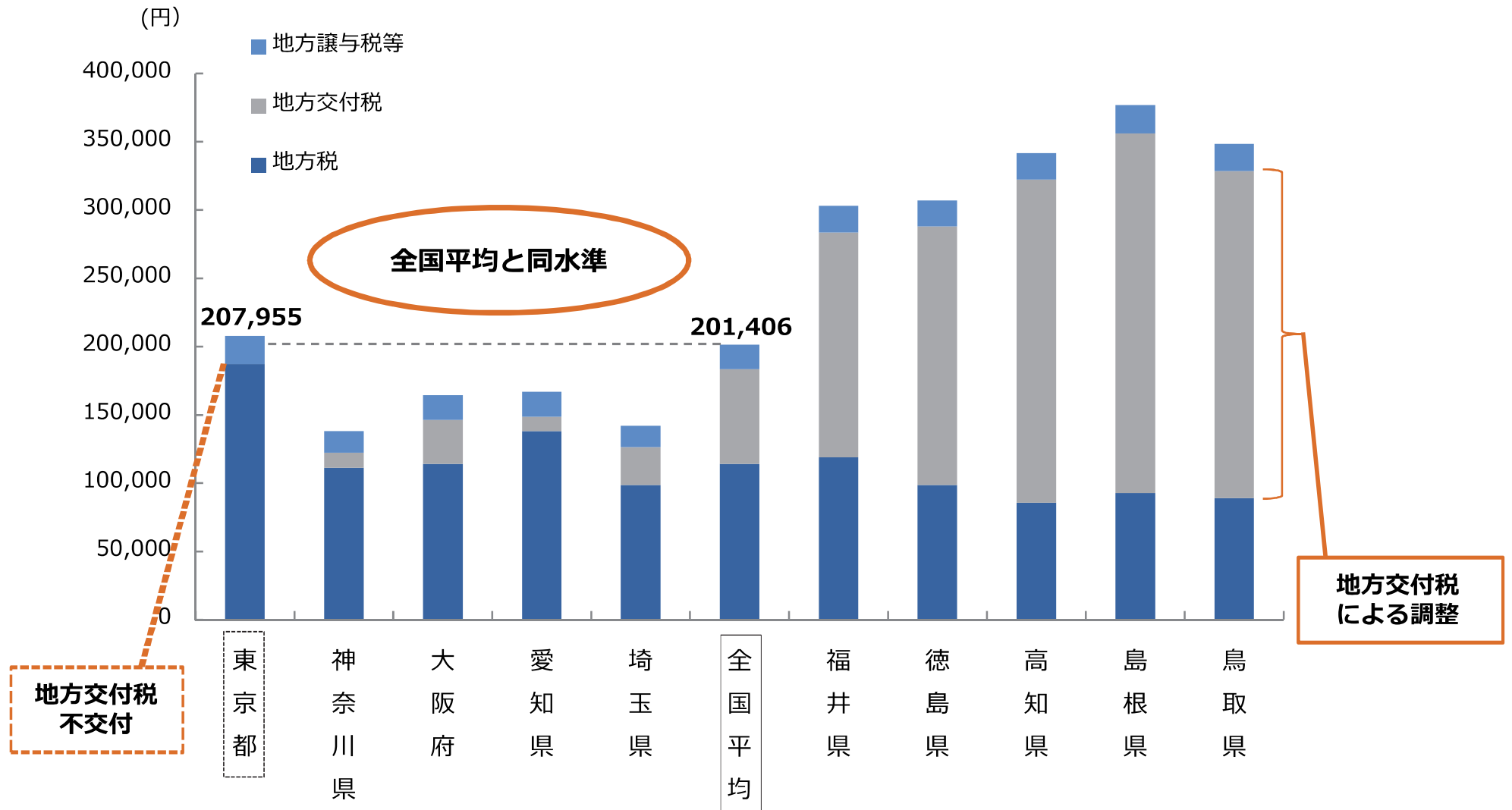
3 数値は全国平均を100とした場合の指数で、算定に用いた人口は平成28年1月1日現在の住民基本台帳人口である。

4 各税収額には超過課税分を含む。

5 個人住民税の税収額は、道府県民税（均等割、所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割の合計額）及び市町村民税の合計額である。法人二税の税収額は、道府県民税、市町村民税及び法人事業税の合計額である。固定資産税の税収額には、道府県分を含む。

人口一人当たりの一般財源額の状況（平成27年度決算額）

○地方税は、経済活動の集積度の違いなどにより地域間で偏在があるが、地方交付税によって調整がなされており、都の一人当たりの一般財源額は、概ね全国平均と同水準となっている。



注1 東京都財務局「東京都の財政」（平成29年4月）より抜粋。
 注2 一人当たりの一般財源額は、平成28年1月1日現在の住民基本台帳人口で除して得た額である。
 注3 地方税の額は、税連動経費などの区市町村に交付する額及び超過課税、法定外普通税、法定外目的税を除いたものを用いている。
 注4 掲載されている団体は、人口上位5都府県（東京都、神奈川県、大阪府、愛知県、埼玉県）及び下位5県（福井県、徳島県、高知県、島根県、鳥取県）である。

平成28年度東京都普通交付税の算定結果

- 普通交付税算定の結果、東京都の財源超過額は1兆1,436億円となり、引き続き不交付団体となった
- しかし、基準財政需要額は、①そもそも自治体が提供するサービスの実態を表すものではなく、②その算定は、大都市に不利な算定方法であることから、都の実態を表すものではない

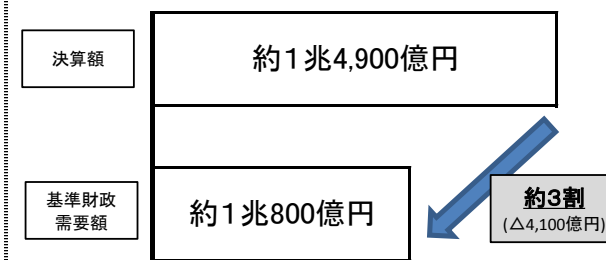
普通交付税の算定結果に対する東京都の考え方

1 基準財政需要額は、そもそも自治体が提供するサービスの実態を表すものではない

- 基準財政需要額は、あらかじめ決められた地方交付税総額を、全国の自治体に配分するために算定された理論値
- 実際に都が提供しているサービスの実態と、理論値である基準財政需要額との間には、大きな乖離

<イメージ>

【都の福祉サービス関連経費(社会福祉費・衛生費等)における乖離】



※決算額は、基準財政需要額と対応させるため、一般財源額の75%としている
決算額、基準財政需要額ともに平成26年度の数値

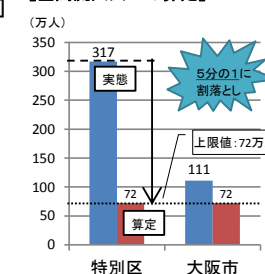
2 基準財政需要額の算定は、大都市に不利な算定方法である

<上限値設定による基準財政需要額の割落とし>

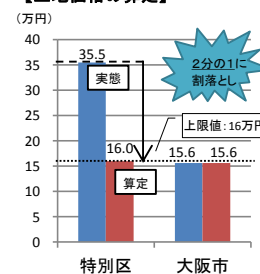
- 基準財政需要額の算定では、規模や特徴を示す数字に上限値が設けられており、都の需要額は不合理な割落としを受けている
- 平成28年度交付税算定における特別区の割落とし額は、4,220億円に上る

<イメージ>

【昼間流入人口の算定】



【土地価格の算定】



<市町村に手厚い算定方法の導入>

- 平成20年度以降、市町村に重点的に配分することを目的とし、農業産出額や人口減少率などを指標とする、新たな費目(臨時費目)が導入された
- この費目による算定では、一人当たり基準財政需要額について、特別区と町村との間に著しい差が生じている

【平成27年度人口一人当たり基準財政需要額(臨時費目)】

(単位:円)

	地域経済・雇用対策費	地域の元気創造事業費	人口減少等特別対策事業費	合計
町村	6,480	4,670	9,680	20,830
一般市	81倍 1,680	17倍 2,490	8倍 3,470	14倍 7,640
特別区	80	280	1,140	1,500

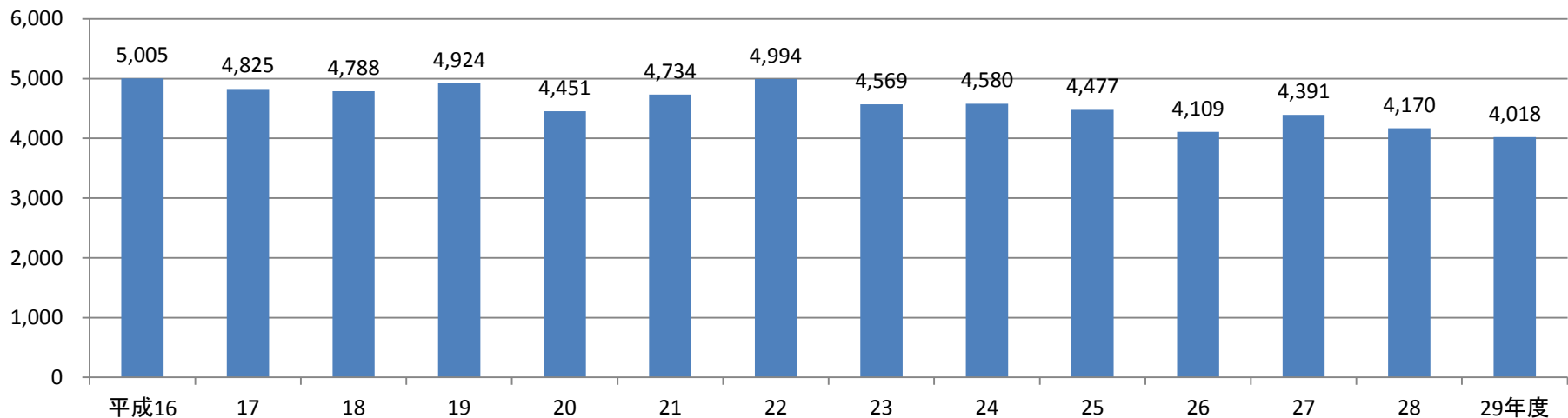
注 東京都財務局「平成28年度東京都普通交付税の算定結果について」をもとに作成。

地方揮発油譲与税の譲与制限の概要

譲与総額	地方揮発油税収入額の全額	
被譲与団体 譲与割合 譲与基準	○都道府県・指定都市（58／100） 1／2 一般国道・高速自動車国道・都道府県道の延長 1／2 一般国道・高速自動車国道・都道府県道の面積	○市町村（42／100） 1／2 市町村道の延長 1／2 市町村道の面積
財源調整	不交付団体に対しては、①前年度交付税算定上の財源超過額の2／10、又は②交付団体方式で算定した額の2／3、のいずれか少ない方の額が控除される。 現在、東京都は②による譲与制限を受けている。	
用途	条件・制限なし注3	

(百万円)

地方揮発油譲与税の譲与制限に伴う都の影響額



注1 「平成29年度国の施策及び予算に対する東京都の提案要求（平成28年6月）」及び総務省「地方税の概要」等より作成。

注2 平成21年度より、地方道路税は地方揮発油税に、地方道路譲与税は地方揮発油譲与税に名称が変更された。ただし、平成21年度以降も地方道路税として収入された額は、地方道路譲与税として譲与される。

注3 地方道路譲与税の用途は、道路費用に限られている。

注4 影響額は、地方道路譲与税と地方揮発油譲与税の合算額である。なお、平成27年度までは決算額、平成28年度以降は当初予算額である。

平成27年度東京都税制調査会答申（地方財政調整部分抜粋）

Ⅲ 地方税財政における諸課題

4 地方財政調整の意義と地方交付税

- ・ 地方自治体が自主・自立的な行財政運営を行っていくためには、自主財源の確保が最も重要であり、まずは地方税の充実が不可欠である。この場合、税収が安定的で、地域間の偏在が小さい地方税を基本として行うべきである。
- ・ しかしながら、このような方向で地方税を充実してもなお、必要な行政サービスを行うのに十分な歳入を確保できない多数の地方自治体が存在する。
- ・ 地方財政調整は、そうした財政力の弱い地方自治体に住む人々も、国民として、教育や対人社会サービスなど一定水準の行政サービスを受けることができるよう、国の責任において当該地方自治体に必要な財源を配分するものであり、地域社会の安定を図る上で必要不可欠である。
- ・ 我が国では、財政需要額と税収の両方に着目した地方財政調整制度である地方交付税制度が、地方自治体間の財源の不均衡の調整と財源の保障という役割を果たしている。
- ・ 今後も地方自治体の自主・自立的な行財政運営の確立という原点に立ち返り、地方税を補完するものとして、地方交付税制度の持つ財源保障機能及び財源調整機能をより適切に発揮させていくことが重要である。
- ・ しかしながら都は、昭和29年度の地方交付税制度発足以来、財源超過額があるとして不交付団体となっている。これは、①地方交付税算定上の「財源超過額」は、限られた地方交付税の総額を全国の地方自治体に配分するため、国の定める基準により算定された配分技術上の数字であり、都財政の実態を表したものではない、②大都市である都特有の膨大な財政需要が適切に反映されていないためである。
- ・ 近年、基準財政需要額の算定において、財政需要とは関係のない行政改革等の成果指標が用いられるなど、算定方法の問題点が指摘されているが、算定の透明性を高めていくことが必要である。
- ・ また今後、地方交付税制度を持続可能な制度とし、財源保障機能及び財源調整機能を適切に発揮させていくためには、加算の仕組みや臨時財政対策債のあり方の見直しを行うとともに、地方交付税原資となる国税四税の総額確保を重視すべきである。
- ・ 以上のように、地方自治体間の財源の不均衡は地方交付税により是正すべきであり、地方税源の偏在を是正し、地域間の財政力格差の縮小を図るとの理由で創設された地方法人特別税・同譲与税及び地方法人税は、（中略）地方分権の流れに逆行する措置にほかならず、直ちに地方税に復元すべきである。また、国は現在、法人課税における分割基準の見直し、企業版「ふるさと納税」の創設等を検討しているが、これらについても、地方自治体間の財政調整の手段とすべきではない。